

令和5年度鳥取県環境審議会(第1回) 次第

日時:令和5年9月4日(月)

場所:白兔会館 大会議室 飛翔
(鳥取市末広温泉町 556)

1 開会

2 会長、副会長の選任

3 議事

(1)各委員の所属部会の指名・・・(資料1)

(2)鳥取県環境審議会運営要領の改正・・・(資料2)

(3)諮問事項

・鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく保護管理事業計画の策定及び削除について
・・・(資料3)

(4)部会議決事項

・温泉掘削等許可について【温泉地下水部会】・・・(資料4)

・地下水影響調査計画書等について【温泉地下水部会】・・・(資料5)

(5)事務局からの報告事項

・令和4年度版 鳥取県環境白書の公表について・・・(資料6)

・令和3年度鳥取県内における水環境の調査結果について・・・(資料7)

・令和4年度鳥取県内における大気環境の調査結果について・・・(資料8)

・令和4年度鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果について・・・(資料9)

・レッドデータブックとっとり第3版の発刊について・・・(資料10)

・芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の再指定について・・・(資料11)

4 その他

5 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和5年6月6日から令和7年6月5日まで)

委員名	職名等	分野	直接出席	Web出席
赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ		○
石賀 裕明	島根大学名誉教授	環境地質学		○
伊藤 徹	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水	○	
笛吹 達史	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師		○
上田 光徳	鳥取市市民生活部環境局次長 兼 環境保全課長	廃棄物行政		○
上保 裕典	Chukaiトライセクターラボ ラボ長	環境政策		○
大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学		○
岡田 綾子	NPO 法人エコパートナーとっとり(とっとり自然環境館マネージャー)	環境実践		○
緒方 英彦	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水	○	
岡村 満裕	鳥取県猟友会員	狩猟	○	
奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動		○
小野寺 真一	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学	—	—
小幡 史子	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学		○
神谷 要	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物		○
岸本 康子	山陰エコライフ研究所	環境実践活動		○
国岡 稔	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理	—	—
小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策		○
澤 恵美子	(元)環境省浦富自然保護官事務所 アクティブ・レンジャー	自然観察、体験等	○	
齋藤 忠臣	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学		○
汐田 里絵	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物		○
清水 香代子	(公募委員)	環境政策	○	
伊達 勇介	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学	○	
朴 紫暎	島根大学総合理工学部 助教	環境化学		○
藤木 大介	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理		○
藤原 健史	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント	—	—
森田 智子	有限会社温泉旅館丸茂 専務	温泉	—	—
山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践		○
横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学	—	—
吉田 良平	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護	○	
米井 哲郎	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ	○	

出席 25名(直接8人、web17人)、欠席5名

(事務局)

担当課	出席者
生活環境部	部長 若松 紀樹、次長 朝倉 学、参事監 長岡 孝
環境立県推進課 星空推進室	課長補佐 畠山 恵介、係長 丁田 充 室長 田中 新一郎、係長 岩本 有樹、係長 米澤 友紀子、
脱炭素社会推進課	課長補佐 堀 雅貴、係長 山本 尚生
自然共生社会局	局長 中村 吉孝
自然共生課	課長 中尾 和直、係長 山川 涉
循環型社会推進課	課長 後藤田 拓也、係長 尾川 成彰
水環境保全課	課長 谷口 正一、参事 西山 泰司、係長 安田 優
くらしの安心局	
くらしの安心推進課	課長 田中 将、課長補佐 高林 司、係長 牧野 智行、衛生技師 山本 彩夏

出席 22人

鳥取県環境審議会 資料一覧

(1) 環境審議会について

資料1	環境審議会について	p1
資料2	鳥取県環境審議会運営要領の改正について	p7

(2) 諮問事項

資料3	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく保護管理事業計画の策定及び削除について	p13
-----	--	-----

(3) 部会議決事項の報告

資料4	温泉掘削等許可について(温泉地下水部会専決事項)	p16
資料5	地下水影響調査計画書等について(温泉地下水部会専決事項)	p17

(4) 事務局からの報告

資料6	令和4年度版 鳥取県環境白書の公表について	p18
資料7	令和3年度鳥取県内における水環境の調査結果について	p22
資料8	令和4年度鳥取県内における大気環境の調査結果について	p27
資料9	令和4年度鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果について	p29
資料 10	レッドデータブックとっとり第3版の発刊について	p30
資料 11	芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の再指定について	p31

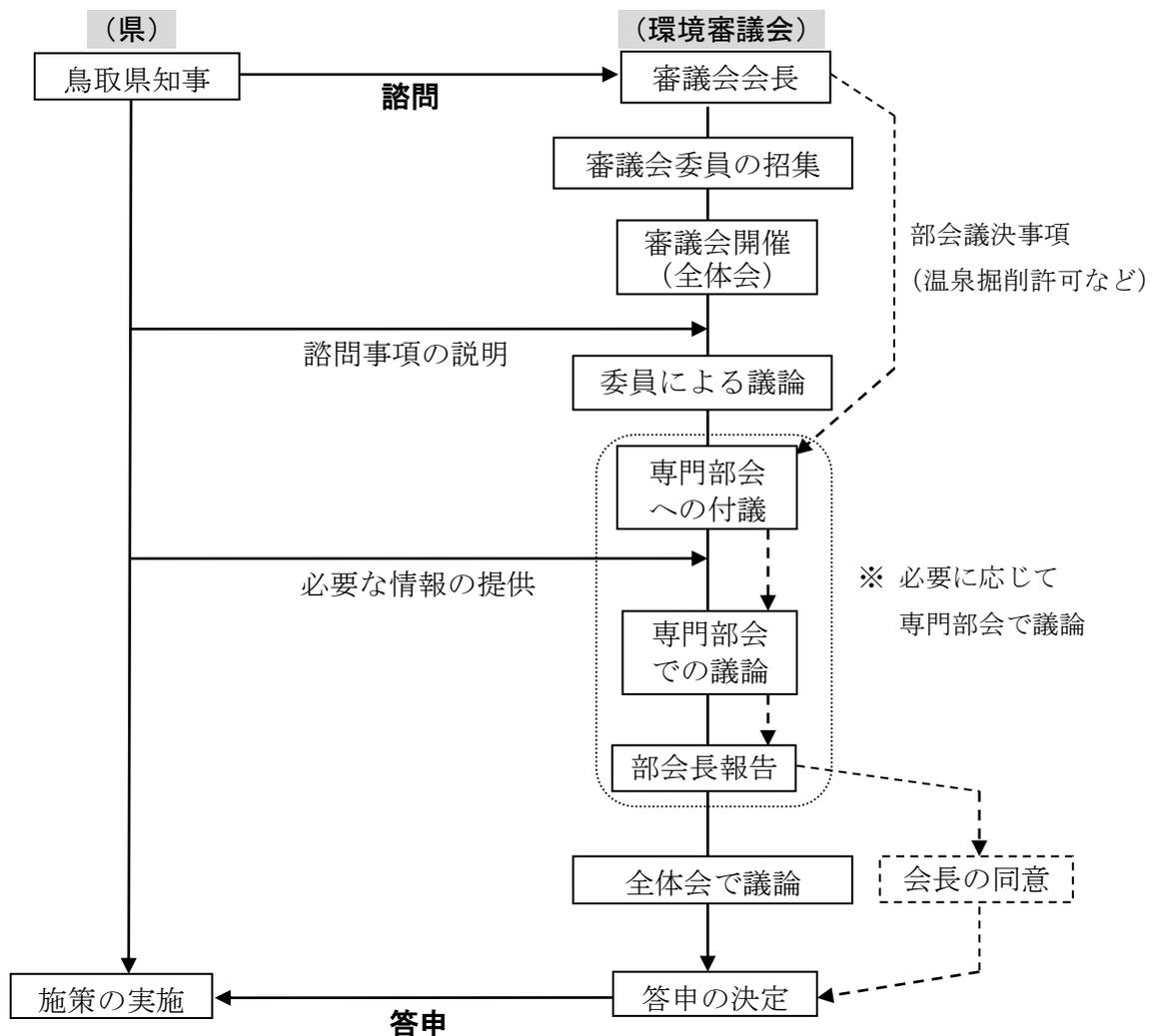
鳥取県環境審議会について

令和5年9月/環境立県推進課

1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第27条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「大気・水質部会」、「温泉・地下水部会」、「自然保護部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

2. 審議会手続きの流れ



○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日
鳥取県条例第19号

第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べるることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県環境審議会運営要領

令和3年7月16日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 大気・水質部会
- 四 温泉・地下水部会
- 五 自然保護部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

- この要領は、平成13年10月 5日から施行する。
 この要領は、平成15年10月27日から施行する。
 この要領は、平成16年 8月30日から施行する。
 この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。
 この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。
 この要領は、平成20年 5月26日から施行する。
 この要領は、平成25年 1月11日から施行する。
 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。
 この要領は、平成28年 3月16日から施行する。
 この要領は、平成30年11月 6日から施行する。
 この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務

鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
 - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
 - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
 - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会（全体会）で審議を行う。（例：●印）
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会（全体会）で審議を行う。（例：◎印）
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会（全体会）で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。（例：○印）

鳥取県環境審議会委員 事務局提案(任期:令和5年6月6日から令和7年6月5日まで)

部会	委員名	職名等	分野
企画政策	オガタ ヒデヒコ 緒方 英彦	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水
	ウワ ボ ユウスケ 上保 裕典	Chukai トライセクターラボ ラボ長	環境政策
	オカダ アヤコ 岡田 綾子	NPO 法人エコパートナーとっとり (とっとり自然環境館マネージャー)	環境実践
	シミズ カヨコ 清水 香代子	(公募委員)	環境政策
	ヨネイ テツロウ 米井 哲郎	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ
廃棄物・リサイクル	フジワラ タケシ 藤原 健史	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント
	ウエタ ミツノリ 上田 光徳	鳥取市市民生活部環境局次長 兼 環境保全課長	廃棄物行政
	オクムラ トモコ 奥村 知子	鳥取県連合婦人会	市民活動
	クニオカ ミノル 国岡 稔	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理
	ヤマサキ ミホ 山崎 美穂	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践
大気・水質	サイトウ タダオミ 齊藤 忠臣	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学
	オオハシ ユキタカ 大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学
	キシモト ヤスコ 岸本 康子	山陰エコライフ研究所	環境実践活動
	ダテ ユウスケ 伊達 勇介	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学
	バク ジャヨン 朴 紫暎	島根大学 総合理工学部 助教	環境化学
温泉・地下水	イシガ ヒロアキ 石賀 裕明	島根大学 名誉教授	環境地質学
	イトウ テツ 伊藤 徹	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水
	オノデラ シンイチ 小野寺 真一	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学
	オバタ フミコ 小幡 史子	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学
	モリタ トモコ 森田 智子	有限会社温泉旅館丸茂 専務	温泉
自然保護	カミヤ カナメ 神谷 要	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物
	アカイ ノブエ 赤井 伸江	NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事	自然環境保全、ビオトープ
	サワ エミコ 澤 恵美子	(元)環境省浦富自然保護官事務所 アクティブ・レンジャー	自然観察、体験等
	シオタ リエ 汐田 里絵	(一社) 大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物
	フジキ ダイスケ 藤木 大介	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理
鳥獣	ウスイ タツフミ 笛吹 達史	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師
	オカムラ ミツヒロ 岡村 満裕	鳥取県猟友会員	狩猟
	ヨシダ リョウヘイ 吉田 良平	NPO 法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護
	ヨコヤマ マユミ 横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学
	コダニ ヒデフミ 小谷 秀文	元 鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策

鳥取県環境審議会運営要領の改正について

令和 5 年 9 月 4 日
鳥取県環境審議会事務局

【改正理由】

鳥取県の令和 5 年 7 月の組織改正により、緑豊かな自然課が自然共生課に課名変更されたため、所要の改正を行うもの。

【新旧対照表】

改正案	現 行
鳥取県環境審議会運営要領	鳥取県環境審議会運営要領
令和 5 年 9 月 ■ 日 鳥取県環境審議会	令和 3 年 7 月 1 6 日 鳥取県環境審議会
第 1 条～第 7 条 略	第 1 条～第 7 条 略
(庶務)	(庶務)
第 8 条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び <u>自然共生課</u> で行う。	第 8 条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び <u>緑豊かな自然課</u> で行う。
第 9 条 略	第 9 条 略
	略

付則

この要領は、令和 5 年 9 月 日 から施行する。

【各部会の担当課（参考）】

部会	担当課
企画政策部会	環境立県推進課、脱炭素社会推進課
廃棄物・リサイクル部会	循環型社会推進課
大気・水質部会	環境立県推進課（大気関係）、水環境保全課（水質関係）
温泉・地下水部会	くらしの安心推進課（温泉関係）、水環境保全課（地下水関係）
自然保護部会	<u>自然共生課</u>
鳥獣部会	<u>自然共生課</u>



1 令和5年7月に向けた主な組織案の概要

1 政策推進のための新たな体制整備

○県政推進に向けた総合調整を担うエンジン部局として、政策調整機能や情報発信を集約した「**政策戦略本部**」を設置し、本部内に政策戦略局、デジタル局を配置する。

また、政策戦略の要として、若手職員による「**とっとり未来創造タスクフォース**」を設置し、喫緊の課題を検討・事業化する。

2 「輝くふるさと鳥取」づくりに向けた体制整備

○地域の活力を再生し、輝くふるさとづくりを進めるため、「**輝く鳥取創造本部**」を設置し、本部内に中山間・地域振興局を置き、買物環境確保等を所掌するほか、観光交流局を置き、インバウンドや万博対応を推進する。

3 孤独・孤立防止に向けた体制整備

○孤独・孤立対策の一体的な推進に向けて、福祉保健課地域福祉推進室を改組し、生活保護、ひきこもり、ヤングケアラー等の業務を集約して、「**孤独・孤立対策課**」を設置する。

4 地域社会振興の体制整備

○**地域づくり推進部**を**地域社会振興部**に改組し、人権・同和対策課及び女性応援課を配置した**人権尊重社会推進局**を設置し、人権が尊重され、性別の差なく誰もが輝ける社会づくりを推進する。

5 自然共生社会の推進に向けた体制整備

○自然共生サイトの設定、世界ジオパーク魅力強化、廃棄物削減の推進など、自然共生社会や環境保全の推進に向けて、**生活環境部に「自然共生社会局」**を設置する。

6 土木インフラの整備・維持管理や総合的なまちづくりの体制整備

○土木インフラの整備や適切な維持管理を推進するため、**県土整備部に「道路局」及び「河川港湾局」**を設置する。

また、各部が所管するまちづくり・都市計画機能の整理を行い、**生活環境部に「まちづくり課」**を設置する。

令和5年7月	令和5年4月
<p>生活環境部 (2内局、12課室等、2課内室)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 環境立県推進課 <ul style="list-style-type: none"> └ 星空環境推進室 — 脱炭素社会推進課 — 衛生環境研究所 — 原子力環境センター (危機管理部と共管) <p>自然共生社会局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 自然共生課 — 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 — 循環型社会推進課 — 水環境保全課 <p>くらしの安心局</p> <ul style="list-style-type: none"> — くらしの安心推進課 — 消費生活センター — まちづくり課 — 住宅政策課 <ul style="list-style-type: none"> └ 建築指導室 	<p>生活環境部 (1内局、11課室等、2課内室)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 環境立県推進課 <ul style="list-style-type: none"> └ 星空環境推進室 — 脱炭素社会推進課 — 衛生環境研究所 — 原子力環境センター (危機管理局と共管) — 循環型社会推進課 — 緑豊かな自然課 — 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 <p>くらしの安心局</p> <ul style="list-style-type: none"> — くらしの安心推進課 — 消費生活センター — 住まいまちづくり課 <ul style="list-style-type: none"> └ 景観・建築指導室 — 水環境保全課

鳥取県環境審議会運営要領(改正案)

令和 5 年 月 日
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかななければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 大気・水質部会
- 四 温泉・地下水部会
- 五 自然保護部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び自然共生課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

この要領は、令和 5年 ●月●日から施行する。

(別表)

部会の所掌事務

鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
 - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
 - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
 - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
 - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
 - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
 - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
 - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
 - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
 - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
 - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
 - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
 - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例:○印)

**鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく
保護管理事業計画の策定及び廃止について**

令和 5 年 9 月
自然共生課

1 趣旨

- 本県では県内の希少な野生動植物の保護を目的とした「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定している。
- 当該条例において、特定希少野生動植物の種ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めた保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 昨年 6 月に特定希少野生動植物の新規指定と指定解除を行ったことから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」第 24 条に基づく「保護管理事業計画」の策定並びに廃止について意見を伺うものである。

2 保護管理事業計画の策定及び廃止

(1) 保護管理事業計画の策定

特定希少野生動植物に新たに指定した次の 11 種について、保護管理事業計画を策定する。

○植物 1 1 種

ヤシャゼンマイ、マイヅルテンナンショウ、ナギヒロハテンナンショウ、タケシマラン、サルメンエビネ、ツリシュスラン、ミズアオイ、ダイセンアシボソスゲ、ミチノクフクジュソウ、ベニバナヤマシャクヤク、イソスミレ

(2) 保護管理事業計画の廃止

特定希少野生動植物の指定を解除した次の 13 種について、保護管理事業計画を廃止する。

○動物 1 種、

コガタノゲンゴロウ

○植物 1 2 種

エゾカワラナデシコ、オキナグサ、ノウゴウイチゴ、イワガサ、イワギク、ヒメイバラモ、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス、ササバギンラン、トケンラン、セッコク、ヨウラクラン

諮問文

諮 問

鳥 取 県 環 境 審 議 会

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年12月21日鳥取県条例第51号）第24条第1項の規定により、下記事項について別添のとおり諮問します。

令和 5年 8月30日

鳥取県生活環境部長 若松 紀樹



記

保護管理事業計画の策定及び廃止について

保護管理事業計画の策定及び廃止について

1 趣旨

- 本県では県内の希少な野生動植物の保護を目的とした「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定している。
- 当該条例において、特定希少野生動植物の種ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が行われるべき区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めた保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 昨年6月に特定希少野生動植物の新規指定と指定解除を行ったことから、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」第24条に基づく「保護管理事業計画」の策定並びに廃止について意見を伺うものである。

2 保護管理事業計画の策定及び廃止

(1) 保護管理事業計画の策定

特定希少野生動植物に新たに指定した次の11種について、保護管理事業計画を策定する。

○植物11種

ヤシャゼンマイ、マイヅルテンナンショウ、ナギヒロハテンナンショウ、タケシマラン、サルメンエビネ、ツリシュスラン、ミズアオイ、ダイセンアシボソグサ、ミチノクフクジュソウ、ベニバナヤマシャクヤク、イソスミレ

(2) 保護管理事業計画の廃止

特定希少野生動植物の指定を解除した次の13種について、保護管理事業計画を廃止する。

○動物1種、

コガタノゲンゴロウ

○植物12種

エゾカワラナデシコ、オキナグサ、ノウゴウイチゴ、イワガサ、イワギク、ヒメイバラモ、ハナゼキショウ、タマガワホトトギス、ササバギンラン、トケンラン、セッコク、ヨウラクラン

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告
(温泉掘削等許可について)

資料4

令和5年9月
くらしの安心推進課

令和4年度開催の温泉・地下水部会で審議した温泉掘削等許可に係る議決事項は以下のとおりです。

(温泉法(法律第125号)に基づく温泉の掘削等の許可申請を受け、同法第32条に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの。)

1 温泉・地下水部会(令和4年10月5日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	揚湯量	
温泉掘削	東伯郡 北栄町六尾	浴用 (福祉施設の浴槽水等 として利用するもの)	15 cm	—	—	許可が適当 である。
			110 m	—		
温泉 動力装置			4 cm	2.2 kw	約 160 L/min	
			110 m	GL-48 m		

◇参考

温泉法(抜粋)

(土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告
(地下水影響調査計画書等について)

令和5年9月
水環境保全課

令和4年度鳥取県環境審議会（第1回：令和4年7月開催）以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

地下水影響調査計画書等

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）に基づく影響調査計画書及び採取計画届出書の提出を受け、同条例第8条第2項及び第11条第2項の規定に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したものです。

(1) 令和4年度 第1回 温泉・地下水部会（令和4年10月5日開催）

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積（合計）	
諮掘27号	影響調査計画書	米子市二本木	工場用水、雑用水	2,367,244 m ³ /年	<意見> ・影響調査を実施する範囲及び方法は妥当である
				544.6 cm ²	

(2) 令和4年度 第2回 温泉・地下水部会（令和5年3月20日開催）

届出内容					答申内容
諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	年間採取予定量	
				吐出口断面積（合計）	
諮採27号	採取計画届出書	米子市二本木	工場用水、雑用水	2,367,244 m ³ /年	<意見> ・提出のあった採取計画届出書に基づく地下水の採取による地下水の持続的な利用については、支障はないと考えられる。
				544.6 cm ²	

令和4年度版鳥取県環境白書の公表について

資料6-1

令和5年9月
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

令和4年12月に、令和3年度の取組の成果、令和4年度の取組内容を記した令和4年度版鳥取県環境白書を公表したので、その内容について報告する。

1 令和3年度の主な目標達成状況・成果(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は減少した。リサイクル率は低下したが全国的には上位にある。 【一人一日あたり排出量】 1,050g/人 (H29年度) ⇒ 995g/人(R2年度) ※1,001g/人(R3年度) 【一般廃棄物のリサイクル率】 31.2% (H29年度) ⇒ 28.6% (R2年度) ※28.5% (R3年度) ○ ごみゼロ社会の実現への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ、食べきり運動、ポスターコンクール等を継続実施し、新たに食べ残し持ち帰りモニター調査を実施した。食べきり協力店への登録数は増加した。 【食べきり協力店の登録数】 78件 (H30年度) ⇒ 103件 (R3年度) ○ プラごみゼロへの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・マイボトル運動、河川プラごみ調査、ポスターコンクール等を継続し、新たにプラごみアートの制作・巡回、海ごみ等を拾うツアーへの支援とその写真展を実施した。プラごみ削減の取組企業は増加した。 【プラごみ削減取組企業の登録数】 12件 (R1年12月) ⇒ 46件(R3年度)
II 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「暮らしの質の向上」「経済活動の維持・成長」「レジリエンス(災害への対応力)向上」などの視点をもって施策を推進することとし、環境と経済の好循環による2050年脱炭素社会の実現を目指すため、「とっとりエコライフ構想」を提唱した。 ○ 再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や家庭等が行う再生可能エネルギーの導入促進に取り組んできた結果、需要電力に対する再生可能エネルギーの割合は国の数値を上回る高い水準となっている。 【需要電力における再生可能エネルギーの割合】36.8% (H30年度) ⇒ 39.4% (R3年度) ○ とっとり健康省エネ住宅の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の新築木造戸建て住宅に対するとっとり健康省エネ住宅の着工割合は年度目標16%に対して実績20%と順調に増えた。 【健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合】約9% (H30年度) ⇒ 20% (R3年度)
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然環境を活用したふれあいの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・「密にならない山陰海岸ジオパークトレイルツアーモデルプラン」の作成とアウトドア情報誌への掲載による魅力発信、ジオハイキングや天体観望会などの子ども等を対象とした体験学習、自然講座や野外観察会等を実施した。 ○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の絶滅が危惧される野生動植物の生息状況を調査し、鳥取県版レッドリストとして取りまとめ公開した。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内三大湖沼の水質浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・県内三大湖沼(中海・湖山池・東郷池)の化学的酸素要求量(COD)は、長期的には改善傾向にあるが目標は未達成である。 ○ 三大河川(千代川、天神川、日野川)、海域及び大気環境の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準を概ね達成しており、清浄な環境が維持されている。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再エネ100%を目指す企業応援・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ事例、補助金事例などを紹介する、企業・団体向けの脱炭素セミナーを開催し、県内企業50社以上が参加して環境配慮経営に取り組む企業の輪が広がった。 【温室効果ガスを20%以上削減した企業*の割合】 20% (H30年度) ⇒ 59.6% (R3年度) ※地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者(県内に有する工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が前年度1,500kℓ以上)

2 令和4年度の主な取組(抜粋)

項目	概要
I 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、フードドライブ、幼児を対象とした意識啓発活動、食べきり運動など、食品ロス削減に重点化した取組を継続するとともに、新たに食べ残しゼロの推進、事業系一般廃棄物の実態調査などを実施し、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。 ○ 「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ <ul style="list-style-type: none"> ・プラごみゼロ社会の実現に向けて、マイボトル運動、海ごみなどの清掃活動やジョギングしながらごみ拾いを行うイベントなど県民参加型事業への支援・実施を継続し、新たにプラスチック資源の排出抑制・資源循環の意識啓発を目的としたフォーラムの開催やアップサイクルの取組を実施する事業者への支援などを行い、県民のプラごみに対する認識を深め、意識醸成を図る。
II 脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「とっとりエコライフ構想」の愛称を「トットリボーン！」とし、わかりやすく県民のライフスタイルの転換を促進する。 ・県民一人ひとりが楽しく・気軽に取り組める「とっとりエコライフキャンペーン」を開催するなど、各家庭における温室効果ガス削減の取組を促進する。 ・環境実践活動を拡大するため、地域や団体の取組を支援する。 ○ 再生可能エネルギーの導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した再生可能エネルギー(小水力、バイオマス等)の導入に係る可能性調査、計画の策定・検証、協議会の開催等を支援する。 ○ とっとり健康省エネ住宅の普及促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の健康省エネ住宅性能基準により建築される省エネ住宅(とっとり健康省エネ住宅)の普及を図り、県民の健康の維持・増進、住宅の省エネ化及びCO₂排出量の削減を目指す。
III 自然・生物との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生物多様性保全 <ul style="list-style-type: none"> ・特定希少野生動植物41種について、各保護管理計画に基づき、保護管理事業を実施するとともに、保護管理団体が実施する事業への助成を行う。また、特定希少野生動植物以外の希少種の保護活動や外来生物の駆除活動等行う団体に対して助成を行う。 ・とっとり生物多様性推進センターによる、開発計画との調整や自然保護団体と連携した生物多様性の普及啓発等を実施する。 ○ 山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの魅力を発信し、ツーリズムや知の拠点として、認知度の向上を図る。
IV 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内湖沼の豊かな自然や恵みを次世代や引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース(賢明利用)」を目的とする各種施策を実施する。 ○ 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等により、星空の保全・活用に係る機運の醸成を図る。
V 環境活動の協働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等が率先的に環境配慮経営を行っていく社会環境を構築するために、使用電力の再生可能エネルギー100%転換を目指す企業の取組を支援する。 ○ 思いやり消費(エシカル消費)の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した思いやり消費実践環境の整備と効果的な啓発・広報により、思いやり消費の認知度向上と実践に繋げる。

3 令和4年度版鳥取県環境白書の公開

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280> (令和4年12月20日掲載)

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン実績(R3 年度)

No.	指標名	目標 (令和12年度)	令和3年度実績
1	一人一日あたりの排出量	895g/日・人	995g/日・人 (令和2年度) ※1,001/日・人 (令和3年度)
2	一般廃棄物のリサイクル率	35%	28.6% (令和2年度) ※28.5% (令和3年度)
3	食品ロス食べきり協力店の登録数	300件	103件
4	プラごみ削減取組企業等の登録件数	100件	46件
5	温室効果ガスの総排出量 (CO ₂ 換算) (森林によるCO ₂ 吸収量を差し引いたもの)	1,870千トン (2013年比60%減)	3,491千トン (2013年比25.6%減) (令和3年度暫定実績)
6	鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合	90%	59.6% (令和3年度暫定実績)
7	需要電力における再生可能エネルギーの割合	60%	39.4% (令和3年度実績)
8	木造戸建住宅における健康省エネ住宅性能基準適合住宅の着工割合	100%	20%
9	電気自動車 (EV、PHV) の普及率	5%	0.3%
10	運輸部門における温室効果ガス排出量	894千tCO ₂	1,089千tCO ₂
11	「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」掲載種の保護	絶滅危惧種から絶滅種への移行 (悪化) を可能な限りゼロにする。	- (数値目標ではないので実績はなし)
12	60歳未満の県内狩猟免許所持者	1,300人	1,044人
13	県の自然保護又は生物多様性保全の取組へのボランティア参加者数	5,000人/年	1,966人/年
14	中海の水質 (COD)	4.0 mg/L	4.9mg/L
15	湖山池の水質 (COD)	4.8 mg/L	6.6mg/L
16	東郷池の水質 (COD)	4.4 mg/L	5.2mg/L
17	環境マネジメントシステム ^{注1)} の導入や環境イニシアティブ ^{注2)} への参画等の環境配慮経営に取り組む企業数	250社	114社
18	CSR活動・アダプトプログラムの参加者数 (中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の森 鳥取砂丘一斉清掃の参加者数)	15,000人/年	1,822人/年

注1) 環境マネジメントシステム：ISO14001、エコアクション21、TEAS等

注2) 環境イニシアティブ：再エネ100宣言RE Action、RE100等

(補足資料) 県内温室効果ガスの総排出量

資料6-3

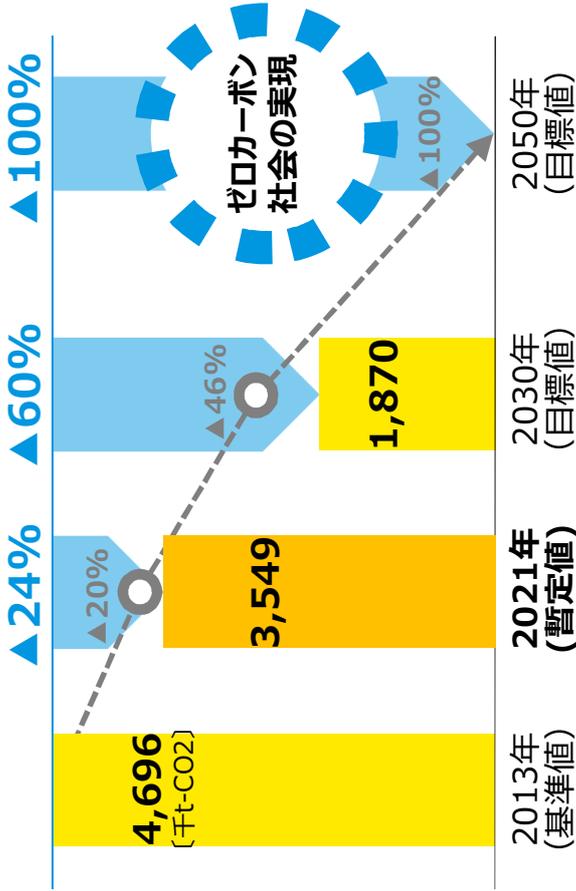


- 2021年度(令和3年度)の県内温室効果ガスの総排出量(CO2換算)は、3,549[千t-CO2](2013年度比△24%)。
- エネルギー起源CO2は、2017年度以降、減少傾向にあったが、2021年度は前年度に比べて増加。

【増加の要因】

- ・(企業部門) 新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ経済の回復によるエネルギー消費量の増加とみられる。
- ・(家庭部門) 依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続き、外出を控えた在宅時間が長かったと考えられる。
- ・全国的な電力需要の増加により、化石燃料を使用する火力発電の比率の増加や再エネ電気の調達比率の減少により、電気排出係数が前年度に比べて大きくなったことが影響した。

■県内温室効果ガスの削減率及び削減目標



※棒グラフは、県内の温室効果ガス削減率及び削減目標
破線の折れ線グラフは、全国の温室効果ガス削減率及び削減目標

■県内温室効果ガスの排出量の内訳

	2013年 (基準値)	2020年 (暫定値)	2021年 (暫定値)	2030年 (目標値)
エネルギー起源CO2	4,420	3,331 △25%	3,412 △23%	2,064 △53%
企業部門	2,291	1,530 △33%	1,594 △30%	794 △65%
家庭部門	976	703 △28%	729 △25%	376 △62%
運輸部門	1,153	1,099 △5%	1,089 △6%	894 △22%
非エネルギー起源CO2、 メタン、N2O、フロン等	848	※ 819 △4%	※ 819 △4%	689 △19%
森林吸収	△572	△670 △17%	△682 △19%	△883 △54%
合計	4,696	3,480 △26%	3,549 △24%	1,870 △60%

単位:
[千t-CO2]

※2020年度、2021年度の非エネルギー起源CO2、メタン、N2O、フロン等の暫定値であり、2019年度の値を仮に算入している。

令和3年度鳥取県内における水環境の調査結果について

資料7

令和5年9月
水環境保全課

令和3年度に実施した県内の公共用水域及び地下水の水質測定結果の概要は、次のとおりです。

A 公共用水域（河川、湖沼、海域）

1 測定地点

河川	120 地点
湖沼	24 地点
海域	20 地点
	計 164 地点

2 測定区分①／生活環境項目

(1) 測定項目 12項目

pH	溶存酸素量 (DO)	全磷
BOD (河川)	大腸菌群数	全亜鉛
COD (湖沼、海域)	ノルマルヘキササン抽出物質	LAS
SS	全窒素	ノニルフェノール

(2) 測定結果

主要河川（一級河川、二級河川、都市河川）、湖沼および海域における調査結果は、次のとおりである。

(表1-1 BOD、CODの状況)

	水系	BOD 又は COD (mg/L)		汚濁の目安*2
		年平均値	75%値*1	
主な 一級河川	千代川水系 (4河川13地点)	0.5~1.8	<0.5~2.4	やや汚濁
	天神川水系 (4河川12地点)	<0.5~0.6	<0.5~0.7	清浄
	日野川水系 (3河川12地点)	0.5~1.3	<0.5~1.2	概ね清浄
主な 二級河川 8河川	蒲生川他4河川 (15地点)	0.5~0.8	<0.5~0.8	清浄
	勝部川 (3地点)	0.5~1.2	<0.5~1.4	概ね清浄
	塩見川 (3地点)	0.7~1.4	0.7~1.3	概ね清浄
	河内川 (3地点)	0.5~0.6	0.5~0.5	清浄
都市河川	袋川 (鳥取市) (8地点)	0.6~2.5	0.6~2.5	やや汚濁
	玉川 (倉吉市) (5地点)	0.5~0.6	0.5~0.6	清浄
	加茂川(米子市) (5地点)	0.7~1.0	0.8~0.9	清浄
湖 沼	湖山池 (4地点)	5.5~6.2	6.5~7.2	汚濁
	東郷池 (4地点)	4.6~4.7	5.0~5.5	汚濁
	中海 (9地点)	1.9~4.4	2.3~4.9	やや汚濁
	多鯰ヶ池 (3地点)	2.9~3.2	3.3~3.9	やや汚濁
海 域	美保湾 (8地点)	1.5~1.8	1.7~2.2	概ね清浄
	日本海沿岸海域 (8地点)	1.2~1.5	1.4~1.7	清浄

*1 BOD (河川) 及びCOD (湖沼及び海域) は75%値で評価を行う。

(75%値は、年間のy個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の(y×0.75)番目の数値)

*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの

(類型AAレベル=清浄、Aレベル=概ね清浄、Bレベル=やや汚濁、Cレベル=汚濁、D~Eレベル(河川のみ)=著しく汚濁)

(表1-2 全窒素及び全リンの状況)

	水系	全窒素 (mg/L) 年平均値*1	全リン (mg/L) 年平均値*1	汚濁の目安*2
湖 沼	湖山池 (4地点)	0.59~0.65	0.14~0.15	富栄養化
	東郷池 (4地点)	0.41~0.46	0.054~0.057	富栄養化
	中海 (9地点)	0.25~0.45	0.025~0.046	富栄養化
	多鯰ヶ池 (3地点)	0.52~0.55	0.012~0.013	富栄養化

*1 湖沼に係る全窒素及び全リンは、表層の年平均値で評価を行う。

*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの(例: 類型Ⅲレベル=やや富栄養化、Ⅳ、Ⅴレベル=富栄養化)

(3) 環境基準の達成状況

環境基準の類型当てはめが行われている8水域48地点(3河川、3湖沼及び2海域)における環境基準の達成状況は以下のとおりである。

(表1-3 環境基準の達成状況)

水域			環境基準		基準値	達成状況
			あてはめ類型	環境基準地点数		
河川	千代川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L以下	未達成*1
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
	天神川	上流	AA	2地点	BOD 1mg/L以下	達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
	日野川	上流	AA	3地点	BOD 1mg/L以下	達成
		下流	A	2地点	BOD 2mg/L以下	達成
湖沼	湖山池		A	4地点	COD 3mg/L以下	未達成
			Ⅲ	4地点	全窒素 0.4mg/L以下 全リン 0.03mg/L以下	未達成 未達成
	東郷池		A	4地点	COD 3mg/L以下	未達成
	中海		A	3地点	COD 3mg/L以下	未達成*2
			Ⅲ	3地点	全窒素 0.4mg/L以下 全リン 0.03mg/L以下	未達成*2 未達成*3
	海域	美保湾	境港外港港湾計画水域	B	1地点	COD 3mg/L以下
その他の水域			A	7地点	COD 2mg/L以下	未達成*4
日本海沿岸海域			A	8地点	COD 2mg/L以下	達成

*1 市瀬のみ環境基準に適合

*2 米子湾中央部のみ環境基準に不適合

*3 葭津地先のみ環境基準に適合

*4 境港市昭和町境港防波堤灯台の北方0.2km地点及び日野川河口東方2.0kmの米子市淀江町佐陀地先0.5km地点が環境基準に不適合

3 測定区分②/健康項目

(1) 測定項目 27項目

カドミウム	四塩化炭素	チウラム
全シアン	1,2-ジクロロエタン	シマジン
鉛	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
六価クロム	シス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	セレン
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ふっ素
PCB	テトラクロロエチレン	ほう素
ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	1,4-ジオキサン

(2) 環境基準の達成状況

ほう素について、1地点(中海 葭津地先)で環境基準を超過していたが、海水の影響を受ける可能性がある調査地点であり、海水に含まれるほう素の影響を受けたものと考えられる。

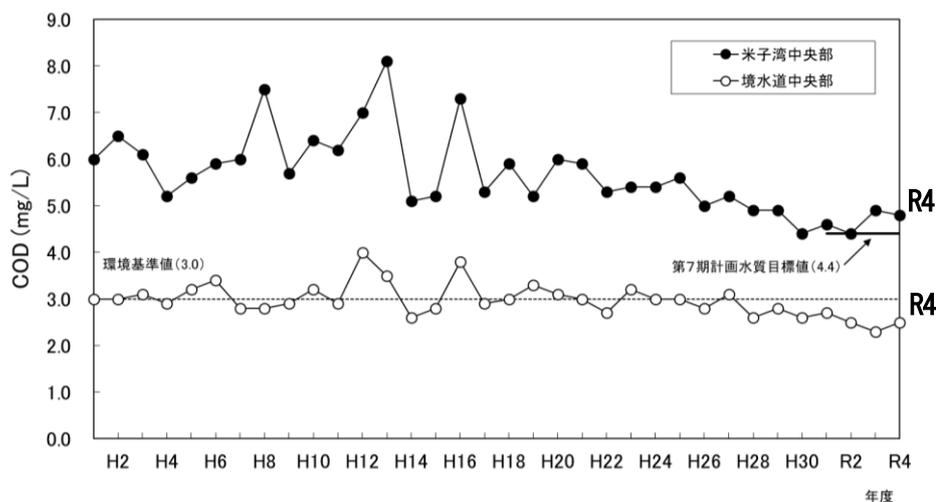
その他の項目は、環境基準に適合していた。

B 県内三大湖沼の状況（中海、東郷池、湖山池のトピックス）

（1）中海

- ・R2年3月に湖沼水質保全特別措置法に基づく第7期水質保全計画を鳥取・島根両県で策定し、各種浄化対策に取り組んだ。有機汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）は、R3年度及びR4年度は同計画で定める目標値を未達成であった。（環境基準点12地点のうち、米子湾中央部はR3年度、R4年度ともに未達成。）
- ・6月の環境月間にあわせて、R4年6月12日に鳥取・島根両県、沿岸自治体、住民等の参加により「中海・宍道湖一斉清掃」を実施し、約6,000人が参加、ごみの回収量は約11.65トンとなった。また、11月19日と20日の2日間、中海周辺のチェックポイントを自転車、ランニング等で自由にめぐり、水鳥や水辺の風景を楽しみながら中海の魅力に触れるイベント「中海バイク&ラン+（プラス）」を島根県と連携して開催し、環境保全の意識を向上を図った（119人参加）。

COD(75%値)



〈中海COD経年グラフ（米子湾中央部、境水道中央部）〉

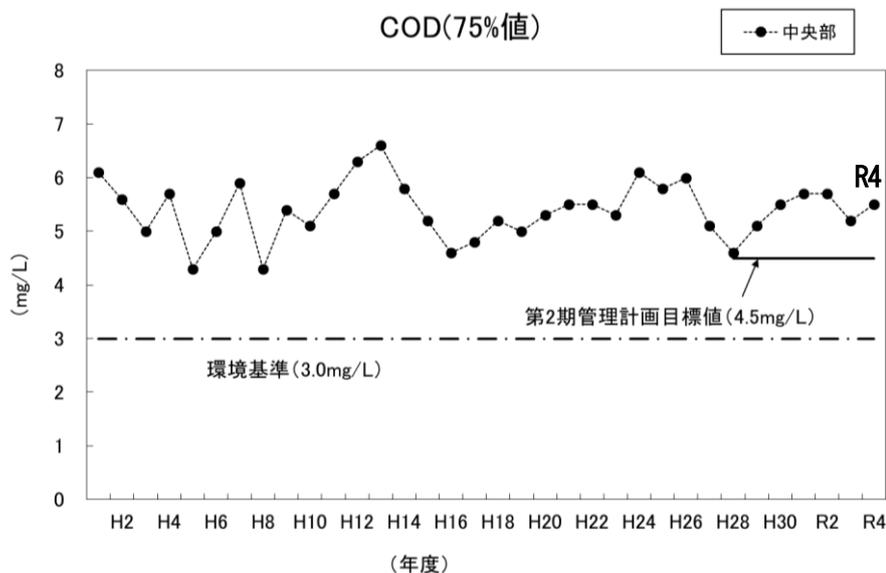


〈中海・宍道湖一斉清掃の様子（湊山公園）〉

（2）東郷池

- ・H29年3月に第2期東郷池水質管理計画を策定し、各種浄化対策に取り組んだ。R3年度及びR4年度のCODは、過去5年間の変動範囲内であった。
- ・R5年3月4日、東郷池の水質浄化の取組を一層進めるため、東郷池周辺をノルディックウォークしながら東郷池の魅力に触れるイベント「愛らぶ東郷池ノルディックウォーク」を湯梨浜町と連携して開催し、環境保全の意識の向上を図った（114人参加）。

COD(75%値)



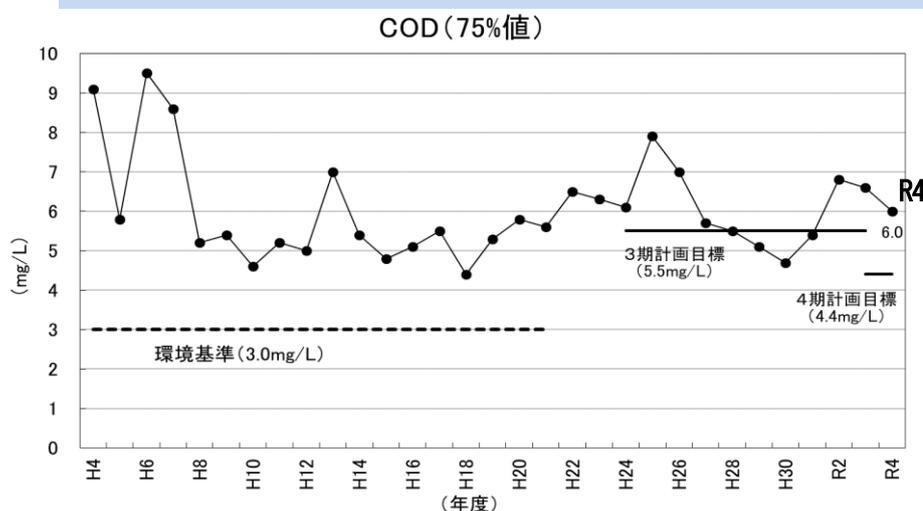
〈東郷池のCOD経年グラフ（中央部）〉



〈ノルディックウォークの様子（燕趙園）〉

(3) 湖山池

- 鳥取県と鳥取市では、湖山池の水質浄化対策を総合的かつ計画的に推進するため、R5年3月に第4期 湖山池水質管理計画 (R4～R13) を定め、新たな水質目標値を設定するとともに湖内対策と利活用の充実を図った。
- 湖山池の塩化物イオン濃度は、H29年度の水門の改築やきめ細かな水損操作等により、湖山池水質管理に定める2,000～5,000mg/Lの範囲での概ね管理ができています。また、水質は長期的に改善傾向にあるが、R3年度及びR4年度は湖山池水質管理に定める目標値を達成できなかった。



(上：塩化物イオン濃度の推移・年度別グラフ (直近4か年分) / 下：COD 経年グラフ)

【第4期 湖山池水質管理計画の概要】

- 1 計画期間 R4年度からR13年度までの10年間 (R9年度に中間評価)
- 2 水質の目標値

項目	現状 (令和3年度)	水質目標値 (令和13年度)	環境基準 (A・Ⅲ類型)
COD	6.6 mg/L	4.4 mg/L	3.0 mg/L
全窒素	0.64 mg/L	0.60 mg/L	0.40 mg/L
全りん	0.14 mg/L	0.061 mg/L	0.030 mg/L



湖山池体験イベント (シジミ採り)

3 重点的に取り組む内容

<湖内対策>

- IoT等のデジタル技術を活用した湖内の塩分管理
デジタル技術を活用した水門操作の遠隔化、自動化による安定した塩分管理を目指す。
- 水草類の適度な繁茂に向けた湖内環境の整備
水環境や生態系を維持する上で重要な水草類を移植する等により、湖内環境整備の推進

<利活用>

- アウトドア・各種野外レクリエーションを通じた湖山池の魅力発信
- 学校教育と連携して、湖山池の自然、歴史、文化等の環境学習の推進



湖山池遊覧船

C 地下水（令和3年度）

1 調査対象井戸

8市町67箇所

（鳥取市・智頭町・八頭町・湯梨浜町・北栄町・米子市・境港市・江府町）

2 調査項目

カドミウム等30項目（主として健康項目）

3 調査内容及び調査回数

調査内容 (調査箇所数)	調査回数	概要
概況調査 (14箇所)	年1回（ただし、国土交通省が実施した3箇所の井戸については年4回）	県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施
継続監視調査 (53箇所)	年1～4回	同一地点での地下水質の経年的なモニタリングとして実施

4 調査結果

継続監視調査において、計19箇所（鳥取市・境港市・智頭町・湯梨浜町・北栄町・江府町）で表2-1のとおり環境基準に適合していないことを確認した。

（表2-1 継続監視調査における環境基準の超過状況）

市町村名	区域及び井戸数	項目 (環境基準)	検出状況	汚染原因 (推定)	対策等
鳥取市	片原、東品治町の2箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	2.0～8.6mg/L	自然的要因 (温泉水の混入等)	井戸所有者への周知と飲用指導
		ほう素(1.0mg/L)	2.7～4.7mg/L		
	古海、天神町、朝月、東品治町の4箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.011～0.092mg/L	不明	
境港市	渡町の2箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	16～18mg/L	施肥若しくは生活雑排水の影響	
智頭町	智頭の4箇所の井戸	トリクロロエチレン(0.01mg/L)	0.019～0.058mg/L	不明	
	埴師の4箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	1.1～1.3mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	
湯梨浜町	中興寺の1箇所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	0.97mg/L	自然的要因 (周辺温泉水の影響)	
北栄町	大島の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.024mg/L	自然的要因 (地層・地質、温泉水の混入等)	
	西園の1箇所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	12mg/L	施肥の影響	
江府町	州河崎の1箇所の井戸	ヒ素(0.01mg/L)	0.026mg/L	自然的要因 (地質・地層の影響)	

令和4年度鳥取県内における大気環境の調査結果について

令和5年9月
環境立県推進課 星空環境推進室

大気汚染防止法第18条の44、第20条及び第22条に基づき、令和4年度に県内6地点で実施した大気汚染調査の結果概要は次のとおりです。

1 常時監視結果

一般環境大気測定局を県内4地点に、自動車排出ガス測定局を県内2地点に設置し測定しています。環境基準の達成状況は、表1のとおりです。

表1 環境基準達成状況

区分	測定局名	所在地	項目						測定主体
			二酸化 いおう	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	一酸化 炭素	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質	
一般環境 大気測定局	県庁西町 分庁舎	鳥取市西町	○	○	○	○	×	○	鳥取市
	米子 保健所	米子市東福原	○	○	○	—	×	○	鳥取県
	倉吉 保健所	倉吉市東巖城町	○	○	○	—	×	○	
	境港市 誠道町	境港市誠道町	—	○	—	—	—	○	
自動車 排出ガス 測定局	栄町 交差点	鳥取市栄町	—	○	○	○	—	—	鳥取市
	米子 市役所前	米子市加茂町	—	○	○	○	—	—	鳥取県

【凡例】○：達成、×：非達成、△：長期的評価における長期基準は達成したが短期基準で非達成
※）鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から鳥取市内の測定局は鳥取市が管理

■光化学オキシダント

- ・全国的に環境基準達成率が非常に低い状況にあり、本県においても環境基準を達成できませんでした。
【参考】全国の一般局の環境基準達成率(令和3年度)：0.2%(2局/1148局)
- ・県内において、光化学オキシダント注意報・警報の発令はありませんでした。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

環境省が定める21物質について調査を実施し、すべての調査地点において環境基準又は指針値を下回りました。

環境基準設定4物質 (テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)	環境基準達成
指針値設定11項目 (アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、マンガ及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル)	指針値未満
国内で基準等が定められていない6物質 (クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド)	全国平均と比べて概ね同等又は低い値で推移

【参考1】環境基準及び評価方法

大気汚染物質	環境基準	評価方法		
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04 ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、10 ppm以下であること。ただし、1日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。	年間を通じて、昼間(5～20時)の時間帯における1時間値が0.06 ppm以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	長期基準	測定結果の1年平均値が15 μg/m ³ 以下であること。
			短期基準	測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントイル値が35 μg/m ³ 以下であること。

【備考】

- 1 短期的評価:連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。
- 2 長期的評価:大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。

【参考2】有害大気汚染物質の環境基準

有害大気汚染物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が3 μg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が130 μg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が200 μg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が150 μg/m ³ 以下であること

令和4年度一般環境中のダイオキシン類の調査結果について

令和5年9月

環境立県推進課 星空環境推進室

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき実施した、一般環境中のダイオキシン類の調査結果は次のとおりです。

※鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から県東部地域については鳥取市が調査を行っています。

1 調査期間

令和4年4月から令和5年2月

2 調査地点

- (1) 大気 : 3地点…年2回(夏季・冬季)
- (2) 水質・底質 : 9地点(河川:4 湖沼:3 海域:2)…年1回
9地点(河川)…年5回
- (3) 地下水 : 5地点…年1回
- (4) 土壌 : 7地点(一般環境土壌:5地点、発生源周辺土壌:2地点)…年1回

3 調査結果の概要

すべての項目、地点で環境基準を達成した。また、各調査区分の平均値は、全国調査の平均値(令和3年度)と同程度あるいは下回る値であった。

表 一般環境中のダイオキシン類調査結果(県実施分)

(単位) 大気: pg-TEQ/m³、水質: pg-TEQ/L、底質・土壌: pg-TEQ/g

調査区分	測定結果(令和4年度)				全国(令和3年度)				環境基準	
	地点数	平均	最小	最大	地点数	平均	最小	最大		
大気(一般環境)	3	0.023	0.010	0.035	584	0.015	0.0022	0.25	0.6以下	
公共用 水域	水質	18	0.14	0.042	0.32	1382	0.18	0.012	3.1	1以下
	底質	18	2.85	0.21	14	1147	5.9	0.058	430	150以下
地下水	5	0.047	0.044	0.055	467	0.053	0.00028	0.67	1以下	
一般環境土壌	5	5.70	0.021	13	513	2.5	0.00034	200	1000以下	
発生源周辺土壌	2	1.78	0.25	3.3	247	5.4	0.000060	110		

※分析委託機関: 株式会社日本総合科学山陰支所(米子市旗ヶ崎)

【参考】ダイオキシン類に係る環境基準

- ・ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。(1 pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラム。)
- ・ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値(TEQ(Toxic Equivalent: 毒性当量))により評価する。

資料 10

レッドデータブックとっとり第3版 2022 の発刊について

令和5年9月
自然共生課

「レッドデータブックとっとり改訂版」の発行から10年を経て、県内の野生動植物の生息状況に関する新たな情報を踏まえて内容を全面改訂した『レッドデータブックとっとり第3版 2022 -鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物-』を発刊しました。

記

1 内容

本書は、鳥取県内における絶滅のおそれが生じている野生動植物 986 種を、見やすくすべて写真付きで解説しています。

<掲載種>

哺乳類 24 種、鳥類 82 種、爬虫類 5 種、両生類 11 種、淡水魚類 20 種、昆虫類 222 種、陸生甲殻類 6 種、多足類 2 種、クモガタ類 20 種、陸産・淡水産貝類 48 種、その他の無脊椎動物 5 種、菌類 9 種、地衣類 7 種、車軸藻類 12 種、コケ植物 22 種、シダ植物 59 種、種子植物 432 種

2 書籍情報

(1) 書籍名

『レッドデータブックとっとり第3版 2022 -鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物-』

(2) 編集

永松 大、鶴崎 展巨、有川 智己、(株)エスジーズ

(3) 発行

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

(4) 発売

今井印刷

(5) 仕様

A4版・ソフトカバー・414 ページ、オールカラー

(6) 定価

5,500円(税込み)

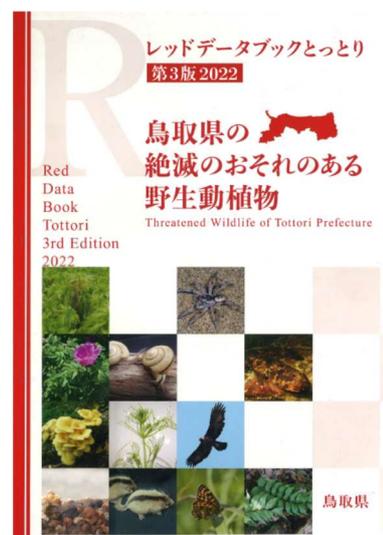
(7) 発行日

令和5年3月31日

3 取扱店舗

今井書店各店及び県内書店

Amazon、楽天ブックス等のWEB書店



芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区の再指定について

令和 5 年 9 月
自然共生課

このことについて、鳥獣部会（令和 4 年 9 月 5 日開催）における審議・議決を経て、再指定（同年 1 0 月 2 8 日告示）を行ったので報告します。

1 鳥獣保護区制度の概要

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）に基づき、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護のため重要な区域を「鳥獣保護区」に指定し、狩猟を禁止することができる。
- ・更に鳥獣保護区の中でも、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要な区域を「特別保護地区」に指定し、一定の開発行為（工作物の新改増築、水面の埋め立て・干拓、木竹の伐採）を制限することができる。

2 芦津特別保護地区の概要

(1) 区域

芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林 59 林班及び千代川地域森林計画区の智頭町に係る 168 林班から 170 林班までの区域（面積 267ha）

(2) 存続期間 令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 1 4 年 1 0 月 3 1 日まで（1 0 年間）

(3) 指定目的（指定区分：森林鳥獣生息地の保護区）

芦津鳥獣保護区は八頭郡智頭町の東端に位置しており、鳥獣保護区中央部分には東から西に北股川が流れ、鳥獣保護区の下流域では深い V 字谷を形成し、一帯は芦津溪谷という景勝地として知られている。当該地域は人里から離れた奥山地域で積雪も多く、急峻な溪谷地形であり、ツキノワグマに代表される奥山の鳥獣が生息している保護区である。

特に、特別保護地区として指定しようとする区域には、ブナ、ミズナラ、トチノキ、カエデ類等の冷温帯の落葉広葉樹にスギ等の針葉樹天然木が混交する天然林があり、多様な植物相を示している。そのため、林野庁の希少個体群保護林や国定公園特別地域にも指定されており、豊かな自然を有し、周辺地域より多様な鳥獣が生息している。

以上のことから、当該区域を特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図ろうとするものである。

(4) 管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ニホンジカの生息数の増加に伴い、植物相が食害により衰退しており、昆虫、鳥類、哺乳類等の動物相への影響が危惧されている。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づくモニタリング調査等で監視するとともに、鳥獣保護区であるが、ニホンジカの個体数管理等の対策を土地所有者と連携し推進していく。
- ・鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然散策、野鳥観察、森林セラピー等の自然とのふれあいの場として活用する。

(5) 面積内訳

総面積	2 6 7 ha（林野）	※区域の増減なし。
所有者別内訳	国有地	8 8 ha（林野庁所管の水源かん養保安林等）
	県有地	9 5 ha（水源かん養保安林）
	町有地	8 4 ha（水源かん養保安林）

芦津鳥獣保護区芦津特別保護地区区域図

